

徳島県教育委員会規則第一号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月十四日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二項第五号中「期間が」を「期間（勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた病気休暇若しくは特別休暇（給与又は報酬が支給される場合を除く。））、介護休暇又は介護時間により勤務しなかつた期間を除く。」が「に改める。

第十五条の五第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第二号中「百分の百四・五」を「百分の百二」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第三号中「百分の九十六」を「百分の九十三・五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の五の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。